

無形文化遺産部会の設置について（案）

令和 7 年 4 月 日
文 化 審 議 会

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に無形文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）無形文化遺産の保護に関する条約（以下「無形文化遺産保護条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）無形文化遺産保護条約第 16 条等に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表、本条約の原則及び目的を最も反映している、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動に記載・選定されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産、無形文化遺産を保護するための計画、事業及び活動の候補に関する事項
- （3）その他、無形文化遺産保護条約の実施に関し必要な事項

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、無形文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員により構成する。

(別紙)

文化審議会第8期無形文化遺産部会 委員名簿（案）

(令和7年4月 日現在)

(正委員)

野嶋 洋子	独立行政法人国立文化財機構 アジア太平洋無形文化遺産研究センター研究担当室長
松田 陽	東京大学准教授

(臨時委員)

井上 治	嵯峨美術大学教授
今井 陽子	国立工芸館主任研究員
大林賢太郎	京都芸術大学教授
大谷津早苗	昭和女子大学教授
笠嶋 忠幸	出光美術館学芸部次長・上席学芸員
久保田裕道	東京文化財研究所 無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長
黒川 廣子	東京藝術大学美術館教授
竹内由紀子	女子栄養大学栄養学部准教授